



佐賀県公報

平成20年
1月15日
(火曜日)
第 13004号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 道路の区域の変更
- 道路の供用開始
- 道路の区域の変更

公 告

- (一〇・道路課) 一
- (一一・〃) 一
- (一二・〃) 一

- 臨港地区の区域の案の縦覧

(港湾課) 二

○ 告 示

●佐賀県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年一月十五日から平成二年二月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十五日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年一月十五日から平成二年二月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 梅野有田線	武雄市山内町大字宮野字蜂ノ巣五七七番一地先から 武雄市山内町大字宮野字水尾三四五番地先まで	平成二〇・一・一六

道路の種類 及び路線名	区間	道路の		の 後 変更前	幅員 メートル	区域
		前	後			
県道 梅野有田線	武雄市山内町大字宮野字蜂ノ巣 五七七番一地先から 武雄市山内町大字宮野字水尾三 四五番地先まで	五七七番一地先から 武雄市山内町大字宮野字蜂ノ巣 四五番地先まで	武雄市山内町大字宮野字蜂ノ巣 五七七番一地先から 武雄市山内町大字宮野字水尾三 四五番地先まで	二二・〇	七・五	一〇七・〇
	前	六・三	八・八	一〇一・七	八・八	
	六・三	一〇一・七	八・八	一〇一・七	八・八	

●佐賀県告示第十二号
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。
 その区域を表示した図面は、平成二十年一月十五日から平成二十年一月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十五日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 国 域		
	区間	変更前 後の別	幅員 メートル
県道 江北芦刈線	小城市芦刈町三王崎牛王三	後	四〇・三 ~ 一一〇
	二番二地先から 小城市芦刈町三王崎牛王三	前	四〇・一 ~ 一一八・〇
	○番二地先まで 小城市芦刈町三王崎牛王三	前	一九・八
○番二地先まで			

○ 公 告

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により臨港地区を指定したいので、同法第38条第3項の規定により、案を次のとおり縦覧に供します。
 なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該臨港地区の区域案についての変更請求書を国土交通大臣に提出することができます。

平成20年1月15日

佐賀県知事 古川康

- 1 臨港地区的区域
- 唐津市肥前町星賀の一部
- 2 臨港地区的区域の案の縦覧場所

(1) 佐賀県県土づくり本部交通政策部港湾課
 (2) 唐津土木事務所
 3 縦覧期間
 平成20年1月15日から平成20年1月29日